(退職金 答弁書)

令和○○年(労)第○○○号 退職金請求労働審判事件

直送済

申立人 甲山一郎

相手方 乙株式会社

答 弁 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○○地方裁判所民事第○部労働審判委員会 御中

〒○○○-○○○ 東京都○○区□□○丁目○番○号乙川法律事務所

相手方代理人弁護士 乙 川 次 郎 印 電 話 03-000-000 FAX 03-000-000

- 第1 申立ての趣旨に対する答弁 本件申立てにかかる請求を棄却する。
- 第2 申立書に記載された事実に対する認否
 - 1 申立ての理由に対する認否
 - (1) 申立ての理由の1(1),(2)は認める。
 - (2) 同2のうち、申立人が相手方に対し、令和〇〇年10月21日付けで退職届を提出したこと、申立人が同月24日午後から同月31日まで有給休暇を取得したことは認め、その余は否認する。後記第4の2で詳述するとおり、相手方代表者Aが申立人の任意退職を承認したことはない。
 - (3) 同3は認める。
 - (4) 同4のうち、退職金の計算式は認め、その余は否認する。後記第3、第

4の3で詳述するとおり、相手方は申立人を懲戒解雇したのであって、申 立人に退職金請求権は存在しない。

- (5) 同5は認める。
- (6) 同6は争う。
- 2 争点に関連する重要な事実に対する認否
 - (1) 争点に関連する重要な事実の(1)のうち、相手方が、令和〇〇年11月 10日、申立人に対し、懲戒解雇の通知をしたことは認め、その余は否認 する。後記第3で詳述するとおり、相手方は申立人の退職申出を承認して いない。
 - (2) 同(2)のうち、相手方が申立人がプログラムXに関する秘密をB社に漏洩したことを理由に申立人を懲戒解雇したとして、退職金の支払を拒否していることは認め、その余は否認する。後記第3、第4の3で詳述するとおり、相手方が申立人に対してした懲戒解雇は有効であり、申立人に退職金請求権は発生しない。
- 第3 答弁を理由づける具体的な事実
 - 1 相手方の就業規則には以下の規定が存在する。
 - 第5条 従業員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒解雇の処分を行う。
 - ① 故意又は重大な過失により、業務上重要な秘密を他に漏らしたとき。
 - 2 相手方の退職金規程には以下の規定が存在する。
 - 第3条 懲戒解雇された者には、退職金を全部又は一部支給しないことがある。
 - 3 相手方は、申立人が業務上知った開発中のプログラムXに関する秘密を競業会社であるB社に同社社員Cを介して漏洩したことが発覚したため、申立人を令和○○年11月10日付けで懲戒解雇した。
 - 4 以上のとおり、相手方は、申立人を懲戒解雇したうえで、退職金規程第3 条に基づき、退職金を不支給としたものであり、申立人に退職金請求権は存 在しない。
 - 【乙1(就業規則),乙2(退職金規程),乙3(解雇通知書)】

- 第4 予想される争点及び争点に関連する重要な事実
 - 1 本件の争点は、申立人が第3の1で指摘するとおりである。
 - 2 任意退職について
 - (1) 相手方の就業規則には以下の規定が存在する。

第4条 社員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- ① 退職を願い出て,承認されたとき (以下,省略)
- (2) 申立人が令和〇〇年10月21日に退職届を手渡した相手は、たまたま居合わせた管理部長Dであり、相手方代表者Aではない。また、相手方代表者Aは、令和〇〇年10月24日、申立人の自己都合退職について承認したことはない。相手方は、申立人の退職届提出の真意が分からず、その取扱いを検討していたところ、後記2の申立人の非違行為が明らかとなったことから、同年11月10日、申立人を懲戒解雇した。したがって、申立人の退職申出により本件懲戒解雇が無効となることはない。
- 【乙1(就業規則),乙3(解雇通知書),乙4(Dの陳述書)】
- 3 懲戒解雇の有効性について

相手方は、前記第3の3のとおり、申立人に秘密漏洩行為があったことから、令和〇〇年11月10日付けで申立人を懲戒解雇した。申立人の秘密漏洩行為は、コンピュータプログラムの開発、販売を主たる業務とする相手方にあって、会社の命運をも左右しかねない非違行為であって、就業規則5条①号に該当することが明白である。相手方は、申立人の当該秘密漏洩行為により1億円以上の損害を受け、B社との間では現在も訴訟継続中である(御庁令和〇〇年(ワ)第〇〇〇号損害賠償請求事件)。以上のとおり、相手方の申立人に対する懲戒解雇は有効であり、相手方が前記非違行為を行った申立人に対し、退職金規程3条に基づき退職金を不支給としたことは当然であって何ら違法不当な点はない。

【乙1 (就業規則),乙3 (解雇通知書),乙5 (訴状),乙6 (Aの陳述書)】

第5 申立てに至る経緯の概要

- 1 申立人と相手方との間の3回にわたる交渉の経緯は、概ね申立書第4のとおりである。
- 2 相手方は、申立人の非違行為により多大な損害を受けており、損害賠償請求訴訟の提起を検討中であったが、事件の早期解決を希望し、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の第3回交渉において、100万円の解決金支払を提示したのである。ところが、申立人は自己の非違行為を反省することなく、退職金の8割以上の支払を求めているのであって、話合いが平行線に終わったのはこのような申立人の態度によるところが大きい。

附属書類

1 答弁書写し 3通

2 乙1から6号証までの写し 各1通

3 証拠説明書 1通

4 委任状 1 通